学位論文審査の要旨

学位申請者	保田(前田) 那々子		論文題目	平安宮廷の子どもの服飾と王権
	比較社会文化学専攻 2014年度生			―その成立と継承―
審査委員	主 査:	古瀬奈津子 教 授	ł	否
	副 査:	浅田 徹 教授		「否」の場合の理由
	副 査:	松岡 智之 准教授		□ ア. 当該論文に立体形状による表現を含む
	審査委員:	大薮 海 助 教		□ イ. 著作権や個人情報に係る制約がある
	審査委員:	山岸裕美子 教 授		■ ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている
		(群馬医療福祉大学)		■ エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている
学位名称	博士(人文科学)	(Ph. D. in Japanese Costume History)		□ オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている
				※本学学位規則に基づく学位論文全文の インターネット公表について

学位論文審査・内容の要旨

本論文は、日本古代の平安時代中期(摂関期)に成立する和様の服飾のうち、天皇を含む宮廷における子どもの服飾について具体的に明らかにするとともに、服飾史の視点からその背景について考察するものである。

第一部では、まず、子どもを示す用語について、七歳までを「ちご」、七歳以降成人礼までを「わらは」と呼んだことを指摘した。その上で、第一章では、摂関期の幼帝は「わらは」であり、就学年齢を超えているため、正装を着用することができ、一人前の天皇になるために母后と摂政により養成される存在であるとした。第二章では、院政期の幼帝は「ちご」であり、儀式において主体的な行動を取ることはできなかったが、服飾上は、童東帯や幼帝用袞冕十二章を着用することができ、摂政の補助を得ながら儀式に臨んだことを述べた。第三章では、院政期の近衛天皇以降、鎌倉期には幼帝の年令はさらに低くなり、宣命中に「襁褓」の語が見られるようになり、東帯・袞冕十二章の着用で配慮を要するようになるが着用は必要であり、摂政は幼帝を抱いて移動し、手を引くなど伺候方法が変化した。幼帝の低年齢化は、院政において治天君の地位を安定させるために進行したものと論じた。第四章では、摂関期になると皇権移動儀礼において先帝御衣が移譲され、新帝は御衣を着て母后に拝礼を行うようになる。御衣移譲は醍醐天皇践祚時に始まり、母后への拝礼は天皇と母后・摂関家との関係を確認する儀式となった。御衣は先帝の霊性が宿るものと捉えられており、先帝没後には不吉とされ移譲されなかった。これは他のレガリア類とは異なる衣服特有の性質である。第五章では、内親王が父天皇に対面する儀式において着用する汗衫の成立過程を考察し、裳が成人女性の表象となったため童女の服飾からは失われ、表袴が用いられたこと、親王が袍を着用する時期に内親王は袍を簡略化して汗衫で天皇に対面できたのは男女を区別する儒教思想・仏教思想によること、唐風の正装の必要性が弱まったことと重ねの美意識によって女性の服飾の和様化が成立したことを論じた。

第二部の第一章では、細長を例として平安朝の服飾の伝承について考察した。細長には垂領と盤領の二種あり、垂領の細長は早く廃れたため、『源氏物語』の注釈書で盤領の細長と混同されてその後も影響が及んだ。細長を正確に理解していた者もいたが、家学という学問のあり方によって誤解が解かれるためには長い時間がかかった。第二章では、産着細長が応仁の乱とその後に衰退したが、江戸時代初めに朝廷から徳川将軍家への出産祝いとして復活したこと、天皇と貴族にとって学問はアイデンティティ維持の手段であり、産着細長はその成果でもあったことを述べた。付論では、産着細長贈与の意義を探っている。終章では、童の束帯や汗衫などの童装束は、子どもを成人社会へ取り込むためのものであり、子ども服ではないとした。

審査委員会は、令和元年12月26日、同2年1月31日、2月18日の3回行われた。審査委員からは力作であること、平安時代の幼帝の服飾を明らかにしたこと、譲位儀における御衣の移譲を示したこと、童女の服飾を大胆に推測して日本文明論に及んだことなどが高く評価された。一方で、論文題目を相応しいものに変更すること、論述の筋道をわかりやすくすること、服飾を扱う意義を明確にすること、訓点を統一することなどが指摘された。申請者はこれらの指摘に対して真摯に修正を行い、2月18日の公開発表会では論文の概要をパワーポイントを使用しながらわかりやすく説明し、質問に対して的確に回答を行った。よって、審査委員会は、本論文を、博士(人文科学)、Ph.D.in Japanese Costume History を授与するに相当するものと認めた。